

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
（寒冷地手当の支給） 第16条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において在職する職員（常時勤務に服する職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。）に対し、次の表の在勤する地域の区分により、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。ただし、次の表に定める地域に該当しない職員は、在勤地が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）第1条第1号の別表に掲げる地域及び区分を適用する。		（寒冷地手当の支給） 第16条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において在職する職員（常時勤務に服する職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。）に対し、次の表の在勤する地域の区分により、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。ただし、次の表に定める地域に該当しない職員は、在勤地が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）第1条第1号の別表に掲げる地域及び区分を適用する。	
地域	区分	地域	区分
ニセコ町	2級地	ニセコ町	1級地
2～4 （略）		2～4 （略）	